



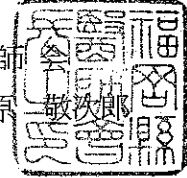
福岡医発第1691号(保)

平成15年12月19日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



労災保険・自賠責保険研修会の開催について

自賠責保険研修会の開催について、日本医師会より別紙のとおり依頼があり、本会において下記のとおり開催することといたしました。

本研修会は、平成12年6月28日の自動車損害賠償責任保険審議会(自賠責審議会)答申において、運用益活用事業の見直しとして、民間医療機関の医師等に対する自賠責保険の制度や運用等に関する研修の実施が指摘されました。この答申を受けて、日本医師会において日本損害保険協会および自動車保険料率算定会と協議の上、別紙自賠責研修会実施要領を作成し、自賠責保険診療費算定基準(新基準)実施地域において開催することとなったものであり、本会において平成13年度にも開催いたしております。

つきましては、本研修会開催の趣旨をご理解いただき、多数の会員の先生方に参加いただきますよう、貴会より会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 自賠責保険診療費算定基準(新基準)が労災診療費準拠となっていますので、今年度は労災保険研修会を兼ねて実施することといたしました。
- 2) 本年10月に労災保険情報センター主催で開催されました「労災保険実務研修」のテキスト「労災診療費算定実務講座」を研修資料として使用いたしますので、お持ちの先生は当日ご持参願います。本テキストをお持ちでない先生は、当日販売いたします(2,000円)ので、テキスト購入希望の有無を別紙名簿によりお知らせ願います。
- 3) 出席者につきましては、貴会においておとりまとめの上、1月17日(土)迄に、本会保険医療課宛お知らせいただきますようお願い申し上げます。
- 4) 本研修会は、自賠責保険運用益事業のひとつという位置付けがなされており、自動車保険一括払いの個別事案等を議論する場としては、予定されていませんので、ご了承ください。
- 5) 本研修会を受講されると、日本生涯教育講座5単位が取得できます。

記

労災保険・自賠責保険研修会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 研 修

1) 「労災診療費算定基準について」

福 岡 県 医 師 会 理 事 伊 東 清四郎

福 岡 県 医 師 会 常 任 理 事 山 岡 春 夫

2) 「自賠責保険制度及び治療費請求について」

福岡自賠責損害調査事務所医調課長 黒 川 竜 吉

4. 質疑応答

5. 閉会

開催日時	開催場所
平成16年 1月27日(火) 19:00	小倉医師会館 北九州市小倉北区中島1丁目19-17 Tel 093-551-3181
平成16年 1月28日(水) 19:00	福岡県メディカルセンタービル5階 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号 Tel 092-431-4564

(別紙 1)

自賠責保険研修会出席者名簿

△と き 平成16年 1月27日 (火) 19:00

△ところ 小倉医師会館

醫師會

[illegible]

(別紙 1)

自賠責保険研修会出席者名簿

△と き 平成16年 1月28日 (火) 19:00

△ところ 福岡県メディカルセンタービル

醫師會

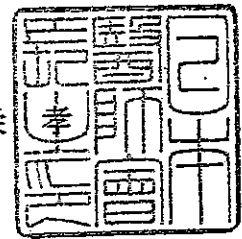
[illegible]

平成15年5月29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄



2003・2004年度 自賠責保険に係る研修会の実施について

2000年6月28日の自動車損害賠償責任保険審議会(自賠責審議会)答申において、運用益活用事業の見直しとして、民間医療機関の医師等に対する自賠責保険の制度や運用等に関する研修の実施が指摘され、この答申を受けて、2001年度から2002年度にかけ自賠責保険診療費算定基準(新基準)実施地域を対象に、自賠責保険運用益(損保勘定分)による自賠責保険研修会を実施してきたところであります。

本研修事業は、2003年度及び2004年度につきましても別紙「自賠責研修会実施要領(2003年4月)」に基づき継続して実施されることとなりましたのでご連絡申し上げますとともに、研修会開催予定地域(「自賠責研修会実施要領」7ページ参照)は下記のとおりとなっておりますので、何卒ご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、研修テーマ、参加医療機関の選定等具体的な運用につきましては、各地の医療協議会(三者協議会)においてご協議の上、決定いただきますようお願いいたします。

また、研修会に係る費用につきましては、日本損害保険協会が管理することとしておりますので、費用の請求方法等につきましては各地の損保側代表幹事等にご相談いただきますようお願いいたします。

記

[2003年度 自賠責研修会実施予定地域(18地域 24回)]

宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県(2回)、東京都(2回)、
神奈川県(2回)、新潟県、石川県、愛知県(2回)、京都府、
大阪府(2回)、奈良県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県(2回)、大分県

[2004年度 自賠責研修会実施予定地域(27地域 28回)]

北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、富山県、
福井県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県(2回)、
和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、
熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※：日本医師会A①会員数を参考に、1年度に2回開催を予定している地域を選定。

<添付資料>

- ・自賠責研修会実施要領(2003年4月)

(社)日本医師会 (社)日本損害保険協会 損害保険料率算出機構

15.5.30

2003・2004年度

自賠責研修会実施要領

(2003年4月)

社団法人 日 本 医 師 会
社団法人 日 本 損 害 保 険 協 会
損 害 保 険 料 率 算 出 機 構

1. 目的・意義

(1) 自賠責保険運用益事業の一環

自賠責運用益拠出事業では、自賠責保険料の滞留資金運用益を原資に自動車事故防止対策、救急医療体制の整備、自動車事故被害者対策、後遺障害認定対策そして医療費支払適正化対策など、自賠責保険収支の改善または自動車事故被害者の保護増進に資するさまざまな事業を行っています。

自賠責研修会（以下、「本研修会」）は、日本医師会からの拠出申請を受け2001年度から医療費支払適正化対策の一事業として行われているものです。

(2) 民間医療機関と損害保険業界、損保料率機構との信頼関係の強化

本研修会は、自動車事故医療の現場を担っている民間医療機関の医師等に自賠責保険制度の成り立ち、全体像、具体的な医療費の請求方法についての知識を習得していただくことを通じて、円滑な医療費請求の定着と自動車事故被害者への良質な医療の提供を目的としています。

また、本研修会の開催を契機として、各都道府県医師会と損害保険業界、損保料率機構との間の信頼関係を、さらに強めることが期待されています。

2. 日程・実施地区

(1) 日程

2003年度には18都道府県（24回）、2004年度には27都道府県（28回）で開催を予定しています。

なお、本研修会は会計処理上の都合より2月中旬までに実施していただきますようお願いいたします。

(2) 実施地区

2003年度および2004年度の2ヵ年で自賠責診療報酬基準案が実施されている45都道府県で実施することとします。各年度毎の実施予定地区は別紙のとおりです。（別紙1「自賠責研修会開催予定表」参照）

(3) 主催

各都道府県自動車保険医療協議会（以下、「各地区医療協議会」）が本研修会を主催することとし、研修日程・開催場所・予算・プログラムなどを企画願います。（別紙2「自賠責研修会進行プログラム例」参照）

(4) 実施の報告

本研修会の開催日程が各地区医療協議会で決定しましたら、速やかに損保協会業務運営部企画グループ（以下「協会本部」TEL03-3255-1244 担当：山本）までご連絡ください。（開催場所等の詳細は後日でも結構です。）

3. 研修会の内容

本研修会は、「学術講習」と「自賠責保険講習」の二部構成とします。

(1) 学術講習

①研修内容

自動車事故被害者へ医療を提供する現場の参考となるテーマを各地区医療協議会で協議のうえ決定願います。

過去2年間の例では、緊急医療、交通事故の初期治療、交通事故と整形外科、輸血をめぐる問題、外傷性頸部症候群、後頭神経痛、骨盤骨折の治療、後遺障害診断、新労災算定基準の要点などのテーマにより行われています。

②講師

医師会推薦の医師や医師会側医療協議会委員にお願いします。

③講習時間

1時間～1時間30分程度

④使用テキスト

規定のテキストはありません。

テキスト・資料等は講師と打合せていただき、研修内容により適宜用意願います。

(2) 自賠責保険講習

①研修内容

本研修会の目的および研修参加者が医師等であることに留意し、別紙「自賠責保険講習内容」の要点を網羅するように講習してください。

(別紙3「自賠責保険講習内容」、別紙4「参加者の皆様へのお願い」参照)

②講師

原則として、各地区損保料率機構自賠責損害調査事務所長にお願いします。

なお、必要に応じて損保側医療協議会委員にて役割分担をお願いします。

③講習時間

1時間程度

④使用テキスト

以下のテキストを中心に本研修会を行ってください。ただし、講師の判断により別途レジメ等を用意していただいても結構です。

- ・「自賠責保険（共済）損害調査の仕組み」（損保料率機構 編）
- ・「自動車の保険 医療費請求のしおり」（損保協会 編）

4. 運営主体・要領

(1) 運営主体

各地区医療協議会で企画のうえ、都道府県医師会事務局および各地区医療協議会委員により本研修会の運営を行ってください^(注)。

なお、当該都道府県に支部がある場合は損保協会支部も協力・支援いたします。

(注) 講師・会場・参加者案内の手配など本研修会の段取りについては都道府県医師会事務局が中心となり行っていますが、研修会関係経費の大枠管理や講義内容などについては各地区医療協議会で協議のうえ運営していただきますようお願いいたします。

(2) 運営要領

本研修会の運営は特にお願いする事項以外は、適宜、各地区医療協議会で協議のうえ効率的な運営を行ってください。

①事前準備

ア. 開催案内

本研修会の開催案内は、参加対象医療機関の選定を含めて各地区医療協議会にて協議のうえ、都道府県医師会からご案内をお願いします。

なお、参加者人数の事前確認を行うなど参加者が会場に入りきらないことがないように配慮願います（案内の前に会場を手配する場合は、案内では先着順の応募締切りとするなど参加者全員が会場に収容されるように配慮願います。）。

イ. 会場手配

都道府県医師会事務局の協力のもと、学術講習における視聴覚機材の対応が可能な研修会場を手配してください。

なお、研修会場はなるべく医師会関連施設や公共施設の利用をお願いします。

ウ. 機材・資料の発送

自賠責保険講習のテキストについては、各地区医療協議会の指定する場所に協会本部より送付いたします。それ以外の資料あるいは必要な機材（視聴覚機材など）は各地区医療協議会でご手配ください。

②研修会当日

研修会当日は、損保側医療協議会委員あるいは都道府県医師会事務局が中心となって、会場設営・管理および受付などを行ってください。

ア. 会場の事前チェック

事前に会場管理者に対して申し入れを行ったとおりに会場設営（席や視聴覚機材の配置や数など）が行われているかを確認してください。

なお、以下の事項については参加者や講師からクレームが出やすい事項ですのでご注意ください。

- ・視聴覚機材（PC、ビデオプロジェクター、スライド映写機、OHPなど）は不具合になる可能性がありますので、1時間前には事前の調整を行ってください。
また、後方に着席した参加者からスクリーン等が見えにくいこともあることから、できる限り参加者にスクリーン等と同じ内容の資料を配付するようにしてください。
- ・研修会場の温度はクレームが多いので、なるべく会場管理者に善処を求めてください。
温度調節が困難な会場では、あらかじめ参加者にその旨伝え、衣服による調節などの協力を求めてください。
- ・マイクの音量については、会場の最後尾でも十分聞くことが可能なように調整してください。
また、講師の講義運営がしやすいように講師の講義スタイル（立ったまま講義する、座ったまま講義する、講義中移動する等）に合ったマイクやポインターなどをご用意ください。

イ. 受付

別紙「自賠責研修会参加者名簿」により受付を行い、講義資料およびアンケート用紙を配付してください。（別紙5「自賠責研修会参加者名簿」、別紙6「アンケート用紙」参照）

なお、アンケート用紙は研修会終了後回収し、協会本部に送付してください（後記③ア参照）。

ウ. 進行、司会

医師会側医療協議会委員と損保側医療協議会委員で調整・分担してください。

エ. 進行プログラム

別紙プログラムを参考に3時間程度で進行をお考えください。

(別紙2「自賠責研修会進行プログラム例」参照)

オ. 講師謝礼の支払い

講師謝礼(学術講習講師10万円、自賠責保険講習講師5,000円、ともに源泉徴収後)は、本研修会前日までに協会本部より損保側医療協議会委員宛(原則として現金書留)にお送りします。

研修会当日、損保側医療協議会委員は、講師に講師謝礼をお支払いいただくとともに、同封する書類に署名捺印等を求めた後、協会本部にご返送ください(別紙7「領収書(雛型)」、別紙8「支払調書発行願」参照)。

- ・領収書(源泉徴収前)……………署名捺印
- ・支払調書発行願……………住所欄の記入

③研修会後

ア. 協会本部への報告

損保側医療協議会委員は、別紙「自賠責研修会開催報告書」に参加者名簿およびアンケート用紙を添付し、研修会開催後速やかに協会本部へ提出してください(別紙9「自賠責研修会開催報告書」参照)。

イ. 研修会関係経費の精算

研修会当日精算する講師謝礼以外の研修会関係経費(交通費・宿泊費、会場費および通信費など)は、各地区医療協議会が責任を持って後日、「自賠責研修会関係経費報告書」に領収書を添付して協会本部にご請求ください^(注)。

なお、会場費等の費用については、直接会場管理者から協会本部宛にご請求いただいても結構です。

(別紙10「自賠責研修会関係経費報告書」、別紙11「自賠責研修会講師出張旅費領収書」、別紙12「自賠責研修会事務局担当者出張旅費領収書」参照)

(注) 研修会関係経費の精算事務手続きについては、都道府県医師会事務局から直接協会本部に行っていただいても結構です。

5. 研修会関係経費

(1) 研修会関係経費についての留意事項

① 研修会関係経費総額の上限

60万円を上限として企画・運営をお願いします。

② 講師謝礼

学術講習……………10万円（源泉徴収後）

自賠責保険講習……………5,000円（源泉徴収後）

③ 交際費

研修会関係経費として、交際費（飲酒および酒宴の費用など）の支出は一切認められません。

(2) 経費の支払方法

経費の支払い（除く、講師謝礼）は、支払先に直接協会本部に請求するように依頼するか^(注)、あるいは各地区医療協議会にて立替払いしたのち協会本部にご請求ください。

【請求書等送付先】

〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2-9（損保会館）

(社) 日本損害保険協会 業務運営部 企画グループ 自賠責研修会担当

(注) 別紙10「自賠責研修会関係経費報告書」にて請求額を確認後、速やかに請求先に振込手続きを行います。

(3) 管理・精算事務

協会本部における予算管理・精算事務は損保協会業務運営部企画グループ（自賠責研修会担当：山本・松野）にて行いますので、ご不明な点がありましたら以下の連絡先にご連絡ください。

なお、精算手続きは極力2月末までに完了していただきますようお願いいたします。

担当	電話番号	FAX	e-mail
山本	03-3255-1244	03-5256-5627	yamamoto@sonpo.or.jp
松野			matsuno@sonpo.or.jp

自賠責研修会開催予定表

		協会支部 所在地	A①会員	2003年度実施予定	2004年度実施予定
北海道・東北	北海道	●	2,639		○
	宮城県	●	1,321	○	
	福島県		1,118		○
	青森県		828		○
	岩手県		716		○
	山形県		709	○	
	秋田県		611	2回	○ 5回
関東	東京都	●	9,555	○○	
	神奈川県	●	4,847	○○	
	埼玉県		3,159	○○	
	千葉県		2,828		○
	茨城県		1,340		○
	群馬県		1,311	○	
	栃木県		1,155	○ 8回	2回
甲信越・北陸	新潟県		1,326	○	
	長野県		1,184		○
	石川県	●	754	○	
	富山県		715		○
	山梨県		515		
	福井県		478	2回	○ 3回
東海	愛知県	●	4,103	○○	
	静岡県	●	2,099		○
	岐阜県		1,239		○
	三重県		1,163	2回	○ 3回
近畿	大阪府	●	7,589	○○	
	兵庫県	●	4,480		○○
	京都府		2,143	○	
	和歌山県		998		○
	奈良県		945	○	
	滋賀県		708	4回	○ 4回
中国	広島県	●	2,372	○	
	岡山県		1,398		
	山口県		1,202		○
	島根県		537		○
	鳥取県		426	1回	○ 3回
四国	愛媛県		1,105	○	
	香川県	●	733	○	
	徳島県		716		○
	高知県		566	2回	○ 2回
九州・沖縄	福岡県	●	3,844	○○	
	熊本県		1,401		○
	長崎県		1,292		○
	鹿児島県		1,217		○
	大分県		901	○	
	宮崎県		800		○
	佐賀県		671		○
	沖縄県	●	646	3回	○ 6回
合計		13	82,403	18 計24回	27 計28回

(注1) 各都道府県毎の開催回数は日医A①会員数によった(受講予定者数とは異なる)。

2回開催予定の都道府県については事務効率化の観点より1回開催可。

自賠責研修会進行プログラム例（合計時間：3時間程度）

進 行	担当者	進行上のポイント
司会挨拶		・ 司会より自己紹介および本研修会の目的・意義について概略を説明をします。 ・ 運営上の注意点を参加者に説明します。 ・ 本研修会の挨拶をする先生、及び講師の先生を紹介します。
医師会側挨拶		・ 医師会側医療協議会委員
(損保側挨拶)		・ 損保側医療協議会委員代表幹事 閉会挨拶をする場合は、別途検討してください。
(料率機構側挨拶)		・ 自賠責損害調査事務所長は、原則、自賠責保険講習講師となるので、必要に応じて対応をお願いします。
パートⅠ 学術講習		・ 講師の先生に講習をお願いします。
休憩		
パートⅡ 自賠責保険講習		・ 別紙3「自賠責保険講習内容」を参照願います。
質疑応答		・ 極力、自賠責保険に関する質疑に限定されることが望ましいですが、自動車保険関連の質疑に発展する可能性もありますので、司会者と事前打合せを行い後日回答するか、あるいは回答者をあらかじめ決めておいて対応するなどしてください。
損保側閉会挨拶		・ 参加に対するお礼、さらなる信頼関係強化に向けてのお願いをしてください。
備 考		・ 時間を短縮するとすれば、各挨拶、講師紹介部分を短くすることによって調整をしていきます。 ・ 配付資料、テキスト類については受付の時点で手渡しをしておきます。 ・ アンケートに対する協力を依頼しておく必要があります。 ・ 本プログラムは例示ですので、各地区でアレンジをして対応願います。

自賠責保険講習内容

パートⅡ 自賠責保険制度と医療費の請求

説明項目	説明ポイント
1) 自賠責保険とは	・交通事故の被害者救済を目的としています。 ・すべての自動車に強制的に契約することが義務付けられています。
2) 支払限度額と請求できる損害の範囲 ・保険金額 ・損害の内訳	・交通事故の加害者が被害者に対して負傷を負わした時、被害者が被る損害を賠償する責任が加害者にあります。 ・この加害者の賠償責任に基づき、保険金を支払います。この意味で、医療の給付そのものを対象としている他の社会保険等とは、制度上の相違点があります。 ・支払いの上限額があります。被害者が負傷した場合、120万円、障害が残った場合、障害の程度に応じて75万円～4,000万円です。 ・複数の自動車に関わった事故で各々に賠償責任が生じる場合はそれぞれの保険から支払いができるため、支払いの上限額(保険金額)は複数倍となります。 ・損害の内訳は、治療費、看護料、通院交通費、休業損害、慰謝料、請求に関わる証明書等の費用としています。(保険金額120万円は、治療費のみではなく、これらの費用を含めた支払枠となっています。)これとは別に、被害者に障害が残った場合や亡くなった場合、逸失利益や慰謝料(死亡、後遺障害、葬儀費)を損害の内訳とします。
3) 請求の方法 ・加害者請求 ・被害者請求 ・診療報酬基準案	・加害者が契約している自賠責保険会社に対して請求します。 ・加害者(被害者に賠償した場合)、被害者双方から請求できます。(保険金の支払いは加害者の請求が優先となります。) ・医療機関が医療費にかかる保険金を請求するには、被害者からの委任請求または医療費の支払指図の手続きを取る必要があります。 ・「基準案」での請求方法と支払期日について触れます。原則として、2カ月以内に支払い手続きを完了します。(上記期間内に支払いが困難な場合はその旨連絡をします。)
4) 請求の期限(時効)	・自賠責保険に対する時効は2年となります。
5) 提出書類一覧表	・保険金・損害賠償額・仮渡金支払請求書、交通事故証明書、診断書、診療報酬明細書等々 患者からの委任状が必要になります。
6) ひき逃げ、無保険車、盗難車による事故	・ひき逃げ事故や無保険事故及び盗難車による事故の被害者は政府による救済を受けることができます。「政府の保障事業」といいます。 ・自動車事故被害者のための最終救済手段ですので、被害者が使える社会保険を使ってもなお不足する場合に適用が受けられます。したがって、医療費についても社会保険の給付を受けることができる分についてはてん補の対象となりません。
7) 減額される場合	・被害者に重大な過失があった時減額される場合があります。(具体的な事故状況を詳細に調査した上で判断されます。)
8) 支払われない場合	・加害者が法律上の責任を負わない場合等、自賠責保険が支払われない場合があります。
備考 テキスト・配付資料：	・自賠責保険(共済)損害調査の仕組み ・自動車の保険 医療費請求のしおり